

新宿区教育委員会会議録

平成28年第5回臨時会

平成28年10月27日

新宿区教育委員会

平成28年第5回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年10月27日(木)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時24分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	菊 田 史 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 4 3 号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 4 4 号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 日程第 3 第 4 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第5回臨時会を開催します。

本日の会議には、菊池委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名委員は、古笛委員をお願いいたします。

○古笛委員 了解しました。

◎ 第43号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第44号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

◎ 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第44号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」、「日程第3 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

それでは、第43号議案から第45号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第43号議案から45号議案の説明をさせていただきます。

第5回教育委員会臨時会議案概要をごらんください。

第43号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

改正内容1といたしまして、教育委員会の委員が死亡した場合における報酬の支給方法について、死亡した月の報酬全額を支給する方法から、死亡した日までの報酬を日割りで支給する方法に変更する。

また、2としては、疾病等により職務を遂行できなかった期間がある場合は、報酬の全部又は一部を減額することができる旨定める。なお、報酬の一部を減額する場合は、日割りで報酬を支給するものとする。

施行期日、平成29年1月1日でございます。

補足といたしまして、改正の背景について御説明いたします。

他区で半年間入院し、意識障害等で会議等の欠席が長期間続いた選挙管理委員会委員に対し、報酬を支払っていたことについて訴訟が提起された結果、平成27年11月に最高裁が意識障害の後に勤務実態がなく職務を遂行できない選挙管理委員会委員に、月額報酬を全額支払う条例の規定は無効であり、そのような報酬の支払いは違法であると判断されました。新宿区におきましても、現在、教育委員や監査委員等の報酬に関する条例が同様の規定となっていることから、一定の要件に該当する場合には、報酬を減額する旨の規定を設ける必要がございます。

報酬の減額につきましては、疾病による意識障害、けがによる昏睡などで教育委員に求められる判断能力、思考能力や認識能力が発揮できなくなった状態等が一定期間以上継続した場合にこれを行うものでございまして、判断能力等が発揮できなくなった期間に応じて、日割りでこれを行うというものでございます。

それでは、第43号議案の新旧対照表をごらんください。報酬の支給方法、第3条になりますが、これまで「死亡したときは、その月の末日まで支給」ということとありますが、それを「死亡した日まで」に改正するものでございます。

また、第2項で「失職し、又は死亡した日」と、死亡に関する規定を追加してございます。

また、第3項では「全部又は一部を支給しないことができる」規定、また第4項として「日割りによって計算した額とする」といった、先ほど説明した内容を新設するものとなっております。

それでは、第43号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に、第44号議案の議案概要をごらんください。

第44号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則。

新宿区立図書館条例の一部を改正する条例により委任された同条例の施行期日を定めるものでございます。

制定内容につきましては、条例において新宿区教育委員会規則で定めることとされた新宿区立下落合図書館の新設等に関する規定の施行期日を平成29年3月11日とするものでございます。

補足説明といたしましては、この条例は平成28年3月22日に公布されております。

下落合図書館の新設等に関する規定については、公布の日から起算して1年1カ月を超えない範囲内で、規則で定める日から施行されるようになってございます。

今般、下落合図書館の建設や指定管理者の指定手続等が予定どおりに進み、平成29年3月11日には下落合図書館を開館できるということが確定したため、下落合図書館の新設等に関する規定の施行期日を定めるものでございます。

新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の規定でございます。新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を平成29年3月11日とするという内容のものでございます。

第44号議案の提案理由でございます。

新宿区立図書館条例の一部を改正する条例により委任された同条例の施行期日を定める必要があるためでございます。

それでは、次に、第45号議案をごらんください。

公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行うものでございます。

1の公の施設の名称は、新宿区立下落合図書館。位置は、新宿区下落合一丁目9番8号。

2の指定する団体の名称は、株式会社図書館流通センター、(2)の主たる事務所の所在地は、東京都文京区大塚三丁目1番1号。

3の指定期間は、平成29年3月11日から平成31年3月31日まででございます。

詳細につきましては、中央図書館長より御説明申し上げます。

○中央図書館長 それでは、教育委員会参考資料、公の施設の指定管理者の指定につきまして、この間の経過を御報告申し上げます。

候補団体につきましては、先ほど議案の中にありますように、株式会社図書館流通センターでございます。

以下、選定の経過でございます。

募集期間は、平成28年6月8日から7月22日。

募集の周知につきましては、区の広報、それからホームページ、いずれも5月25日号から掲載して、募集してございます。

予定団体の説明会につきましては、6月8日に実施してございまして、このときは16団体

が参加したものでございます。

申請書を実際に提出した団体は、5団体でございました。

選定委員会につきましては、選定委員といたしまして、学識経験者2名、公認会計士1名、区民委員3名、これは地域関係団体の代表2名と公募委員1名の3名でございます。区立学校関係者1名、それから教育委員会職員2名、こちらは教育委員会事務局次長、それから中央図書館長の計9名でございます。

なお、公認会計士につきましては、申請団体の財務体質を調査して、選定委員会に報告する専門調査員としての役割も担っていただきました。

選定委員会の経過でございます。

全4回を開催してございまして、第1回は5月26日。第2回は8月4日、こちらにおきまして第一次審査、書類選考による第一次審査通過団体を決定したものでございます。第3回が平成28年8月25日、こちらは通過3団体による公開プレゼンテーションを下落合図書館に近い、落合第一出張所の地域センターにおいて行ったものでございます。そして、9月8日に最終選考を行いました。

審査の基準でございますが、条例に定められておりますように、次に掲げる5項目で審査いたしました。まず、利用するものの平等な利用の確保。それから2点目として、サービス向上を図るもの、それから3点目として、指定図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、経費の縮減を図るものであること。それから4点目が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。5点目として、その他、教育委員会が必要と認める基準となっております。

具体的な審査の方法でございますが、第一次審査は書類審査でございます。選定委員一人当たり100点満点で、委員9名の合計900点満点ということでございます。

それから、あわせて先ほど御紹介いたしました公認会計士による財政状態の安定性を考慮して、評価の高い3団体を第一次通過団体として選定するものでございます。

第二次審査につきましては、同じ評価項目でございますが、配点割合はこちらにありますように、公開プレゼンテーションにおける配点が一人当たり100点、9名で合計900点。それからコストパフォーマンス審査でございます。コストパフォーマンス審査は、そこに※で注釈がございますように、得点1点当たりの経費ということで、高得点でも高い経費であると、コストパフォーマンスは低くなり、また、高得点で低い経費のものがよりコストパフォーマンスが優れているといったものを評価するものでございます。

候補団体の選定につきましては、これらを最終選考して、審査結果に基づき選定したものでございます。

今後の予定としましては、第4回区議会定例会に議案を上程して、12月末に下落合図書館の竣工、それから1月から2月にかけて開館準備ということで、書架の搬入、備品類の整備、資料の配架、協定の締結等を行って、3月10日に落成式典を予定したいと考えてございます。

次のページにまいりまして、一番最後のページでございます。

第一次審査と第二次審査、コストパフォーマンス審査で、各団体がどのような得点を得たかといったところを整理してございます。表側に第一次審査、先ほど申し上げました5項目のそれぞれ視点について記載してございます。配点につきましては記載のとおりでございます。

まず、今回、選定を候補団体となりました株式会社図書館流通センターが第一次審査では合計675点、次点団体が653点、第3位の団体が622点、そして第一次審査は通過できなかった団体が545点、535点でございます。

第二次審査でございます。第二次審査におきましては、まず、公開プレゼンテーションの審査得点が、図書館流通センターが621点、次点団体が620点、落選団体が586点。コストパフォーマンスの審査得点が、図書館流通センターが230点、次点団体が200点、3位団体が180点ということで、総合計が第一次審査、第二次審査ともに第1位であります図書館流通センターが1,526点ということで最も高い得点を得たことから、今回候補団体として決定したものでございます。

御報告は以上でございます。

○教育調整課長 最後になりますが、第45号議案をごらんいただきまして、提案理由でございます。新宿区立下落合図書館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

まず、第43号議案について、御意見、御質問はございますでしょうか。

○羽原委員 これは最高裁の結論ですが、杉並の場合、本人がやめるという意思表示はなかったのですか。つまり、本来なら裁判になるようなことではなくて、そういうしかるべき職の方ですから、みずから辞めるのが当然ではないかなと思いますけれども、その辺は何かありますか。

○教育調整課長 当時の詳細はわからないのですが、一時は意思がない状態であったようでござ

ざいます。ただ、その後、御自身で辞職されたという話を聞いてございます。

○**今野委員** 関連ですけれども、私も全く同じような感想です。裁判になる前に何かできない仕組みなのかなと。例えば、意識がないような状態になったときに、本人から辞職の意思表示がなくても、分限免職のような、任命者の側から任務に耐えないということで辞職させるというのは、該当する規定があったかと思いますが。

○**教育調整課長** 欠格事由として違法というわけではありませんが、非行行為などがなければ罷免できなかったと思います。本人の意思表示ができないといったところでは、本人の事故ですとか病気ですとかになりますので、非行行為等とみなせないといったところで、こういった問題があり、改正していくということにつながっていると考えております。

○**羽原委員** 会議に継続的に出てこれられない、つまり、そういう状況が生じて出てこれられないということなら、それが欠格の理由にならないのかなという印象があります。企業などでは、退職勧告というようなことがあるけれども、役所はそうはいかないのかなと思いました。

○**教育調整課長** 意識障害なり、そういった状態がいつまで続くのかという部分もあろうかと思いますが。その一定期間に合理性があるということが判断されれば、当然、退職勧告や免職といった形になろうかと思いますが。その辺がどこまでというところがこれまで明らかになっていなかったと感じてございます。

○**教育長** いかがでしょうか。

○**古笛委員** 当該杉並の事案がどうだったのかというところ、私も詳細は確認していませんが、従来はこういう事態が生じたときには、御家族から御辞退という話で、円満におさまっていたところがあります。しかし、最近では、そういったことが法的にどうなのかという視点になると、本人の意思表示ではないし、病気になって倒れたのは、それは非行ではないのではないかと、いろいろなことを考えれば考えるほど、盲点というか、穴ができてしまっていたというところもいろいろなところ出てきたりしています。それで硬直的な運用になってしまったというところが多々、この事案だけではなくて出てきているので、その一環なのかなという気はしています。だから、今、全国的にいろいろなところで、もっと柔軟に解釈ができるようにというところで、条例改正などの動きが起きているようです。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかになれば、討論、質疑を終了いたします。第43号議案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。では、第43号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案ですが、第44号議案及び第45号議案は関連する案件ですので、一括で討論及び質疑をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。御意見、御質問お願いいたします。

○今野委員 第二次審査のところでは、公開プレゼンテーション審査とコストパフォーマンス審査をそれぞれやるということです。公開プレゼンテーションですけれども、例えば1番目の利用確保に関することという項目は、書類審査でもあります。ですので、その公開プレゼンテーション審査というのは、内容を審査するのであれば書類でもできるでしょうし、プレゼンテーションのうまさというのか、そういうものを審査するわけでもないと思います。このプレゼンテーション審査というのは主に書類とは違う、どういうところが審査のポイントになっているのでしょうか。

○中央図書館長 書類審査だけでは、一般の方々がそれを見ることができませんので、公開で審査を行う、皆さんが見ている中で審査を行うという公開性が、まず基本にあります。

それともう一つは、プレゼンテーションで、例えばスライドや写真などを使ってのプレゼンテーションになりますので、地域をどのように理解しているのかとか、提案された図書館サービスをどう具体的に展開できる力があるかといったところも見ることができます。それらはなかなか書類では見えないところがございます。それからまた、配点も、書類で審査できる部分は第一次審査の配点が多くなってございまして、先ほど御指摘がありましたように、第1項目の平等な利用を確保するものというものが、第一次審査よりも第二次審査のほうが配点が少なくなっていますので、より事業の中身についての提案を審査するというのが第二次審査の特徴になってございます。

そういうことで、公開プレゼンテーションを行うことによって透明性が確保できるということと、より具体的なサービス内容について審査をすることができるといったところがございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

採決については、議案ごとに行わせていただきます。

まず、第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第44号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時24分閉会